

## 一般公募で採択された受入れ機関ご担当者様へ

## さくらサイエンスプログラム(SSP)(A・B・Cコース) ビザ申請支援のご案内

※相補的年間交流コース(Dコース)は本支援対象ではありません。自己申請による取得手続きをお願いします。

さくらサイエンスプログラム(SSP)(A・B・Cコース)による招へいでは、国により「1次有効の短期滞在ビザ(短期商用等)」の取得が必要となります。本資料を参考に必要な手続きをお願いいたします。

1. 下記の外務省ホームページより短期滞在ビザの要否とその申請手続きをご確認ください。

➤ **ビザ(査証)要否の確認** ビザ免除国・地域(短期滞在)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

※ビザ免除国であっても、IC旅券を所有する者に限るなどの条件がある国・地域もありますのでご注意ください。

➤ **ビザ申請手続き** ビザ(査証)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

2. 招へい者がビザの取得が必要な場合、下記の2種の申請方法からいずれかを選択し、お手続きください。

1) SSPビザ申請支援を利用される場合(※ビザの発給を保証するものではありません)

関係省庁の協力により、本事業での来日に際し、招へい者(自己資金招へい者含む)が査証手数料免除等の支援(ビザ申請支援)を受けることができる制度です。

**SSP認定状(Letter of Certificate)を得て、申請いただくものです。** SSP認定状は、SSPに参加する為の来日であることを認定する英文書類で、

**本認定状を得てビザの申請をされますと、身元保証書(外務省様式)、招へい理由書等の作成が原則不要となるほか、査証手数料(ビザ手数料)が免除となる可能性があります。**

SSP認定状の発行については、SSPビザ申請支援利用のために発行するものであり、受入れ機関による自己申請の場合は発行いたしません。

2) ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)

通常のビザ(査証)申請書類が必要となります。

**個人情報の保護に細心の注意をお払いください**

注意事項 1: 2019年度一般公募から、関係省庁の協力により、本事業での来日に際し、自己資金招へい者(※印参照)についてもビザ申請支援を受けることが可能になりました。

※ 2026年度募集要項「用語について」より抜粋

自己資金招へい者: 受入れ機関または送出し機関等が自ら全額を負担して交流計画に参加させる者。

注意事項 2: ビザ申請支援を利用される場合は、日本入国日10週間前(※)までに、ビザ申請者リストを提出いただく必要があります。

採択通知送付時から日本入国日までの期間が10週間に満たない場合、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて対応ください。

関係省庁へのビザ申請者リストの提出は、概ね2週間に1回となります。個別の案件について緊急対応等はできませんのでご了承ください。

申請、受領を急ぐ場合には、通常のビザ申請(自己申請)を推奨します。

※ 提出期限を過ぎた場合の受付は一切行っておりませんので、ご注意ください。

※ 年末年始、旧正月など特定の時期は通常よりも早い提出をお願いする場合があります。

※ 提出期限を過ぎた場合には、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて対応いただきます。

注意事項 3: 招へい者からの個人情報の取得にあたっては、当該個人情報はJSTや日本の公的関係機関に共有されることについて、招へい者から合意を得た上で取得してください。

注意事項 4: さくらサイエンスプログラム以外の用務を目的として、各コースの上限期間を超えて日本に滞在する場合は、本発給支援の**対象外**となります。

この場合、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて対応ください。

注意事項 5: 招へい者が出身国以外の在外公館でビザ申請する場合(例: 留学先での申請)は、**必ず**事前に当該公館に申請の可否をご確認ください。

注意事項 6: 国により、旅券(パスポート)の有効期限が6か月以上残っていないと出国できない場合がありますので、事前にご確認ください。

**ビザ申請支援に関する問い合わせ先**

国立研究開発法人科学技術振興機構 さくらサイエンスプログラム推進本部

企画運営室 公募グループ ビザ申請支援担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ5階

Tel : 03-5214-8997 E-mail : [ssp@jst.go.jp](mailto:ssp@jst.go.jp)

# さくらサイエンスプログラム(SSP)(A・B・Cコース)ビザ申請支援を利用する場合の手続き

※今年度より、「ビザ申請者リスト」の記載方法を変更しています。

招へい者のうち支援制度を一人でも希望する場合は、自己申請者を含む全ての招へい者の情報を「ビザ申請者リスト」に記載してください。

## 科学技術振興機構 (JST)

受入れ機関へSSPの採択を通知

### ■入国日10週間前まで

『ビザ申請者リスト』を受領  
※申請後、営業日3日以内に申請受領メールが届かない場合は、お問い合わせください。特にフリーメールで申請メールを送信される場合、JST側のセキュリティシステムにより、メールを受領できないことがありますのでご注意ください。

### ■入国日約8～7週間前

・招へい者の情報を関係省庁へ提出(リストに記載の情報は、最終的にビザ申請先の在外公館へ情報提供されます)。

・「ビザ申請者リスト」の情報を基に「SSP認定状(PDF)」を作成し、受入れ機関へメールで送信。

### ■入国日約3週間前まで

ビザ申請が可能になった段階で(関係省庁から、MOFA Message 発出の通知が届いたら)、受入れ機関に連絡。

## 受入れ機関

### ■入国日10週間前まで

- ・招へい者を選定し、必要な情報(パスポートコピー、現住所等)を入手してください。
- ・SSPのホームページから「ビザ申請者リスト」をダウンロードし、必要情報を記入し、**入国日10週間前までに**提出してください。  
※ビザ申請先の在外公館の休館日にご注意ください。  
年末年始や旧正月などの特定の時期には提出を早める可能性があります。対象案件にはビザ申請支援担当より個別にご連絡いたします。

#### ビザ申請者リスト提出先

■E-Mail: [ssp@jst.go.jp](mailto:ssp@jst.go.jp)

■メール件名・添付ファイル名(必須): 【ビザ申請支援:受付番号\_受入れ機関名】

※申請後、営業日3日以内に申請受領完了メールが届かない場合は、お問い合わせください。

【注意】SSPのホームページに掲載している「記入例と注意事項」を必ず確認したうえで記入してください。

提出前には必ず招へい者の氏名、生年月日、性別等の情報がパスポート情報と相違ないことを確認してください。

※関係省庁に提出後のビザ申請者リストの内容訂正はできません。

### ■入国日約8週間前～7週間前

- ・JSTから「SSP認定状(Letter of Certificate)」を受領
- ・受領したSSP認定状の内容を確認し、送出し機関へ送付してください。

【注意】招へい者に、以下のことをお知らせください。

・この時点でビザ申請を行わないこと

・受入れ機関からのビザ申請可能な連絡(MOFA Message発出の連絡)を待つこと

### ■入国日約3週間前

JSTからビザ申請可能(MOFA Message発出)の連絡を受けたら、招へい者/送出し機関に連絡し、ビザ申請の手続きを進めてください。

在外公館(代理申請機関)でビザを申請する際には、以下の書類を提出するようお伝えください。

1. SSP認定状(Letter of Certificate)
2. ビザ申請書(Visa Application Form) 写真貼付
3. パスポート(Passport) 原本

※代理申請機関を介した申請が定められている中国・フィリピン(例外あり\*)以外では、原則**在外公館で申請**してください。  
(代理申請機関やビザセンターで申請の場合は、ビザ発給手数料免除の対象とならない場合があります。)

\*フィリピンは、場合により在外公館に直接申請することができます。詳細は在フィリピン日本大使館ホームページをご確認ください。

※代理申請機関や民間事業者を利用した場合には、別途代理申請機関の取次に係る手数料が必要となります(JST支援対象外)。  
※上記の国以外でも、現地の在外公館において、代理申請機関でビザ申請を行うように指示を受ける場合があります。この場合は、在外公館の指示に従ってください。

※追加書類を求められた場合は、在外公館の指示に従ってください。この場合はJSTから追加書類は発行いたしません。

#### 【注意事項】変更発生時の対応

招へい者の来日キャンセル、ビザ申請支援手続き完了後の自己申請への切替、またはビザ申請時にトラブルが発生した場合には、速やかにJSTビザ申請支援担当までご連絡ください。なお、キャンセル等が発生した場合には別途手続きが必要となりますので、ビザ申請者リストの該当者氏名およびその理由についても併せてご連絡ください。

## ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)の手続

### 受入れ機関 (Host Organization)

1. 外務省ホームページで短期滞在ビザの申請方法を確認し、送出し機関と調整  
海外渡航・滞在>ビザ(査証): <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/#section1>  
1.査証申請方法→該当する国名→『1次有効の短期滞在査証の申請(PDF)』を参照
2. ビザ申請に必要な情報を招へい者から入手
3. 必要書類を準備し、招へい者へ送付  
書類例:①招へい理由書、②滞在予定表、③身元保証書、④その他

※①、②、③は外務省ホームページから入手可能

**【注意】招へい理由書の「招へい目的」には「招へい目的はSSP(さくらサイエンスプログラム)であるが、ビザ発給支援は利用しないため、通常のビザ申請書類として受理ねがいます」という趣旨の一文を必ず記載してください。**

※自己申請を行う場合は、JSTではビザ申請に係る書類の発行はしておりません。  
受入れ機関にてご用意ください。

※代理申請機関や民間事業者を利用した場合には、  
別途代理申請機関の取次に係る手数料が必要となります(JST支援対象外)。

■支援制度利用希望者と自己申請者の両方がいる場合、在外公館への情報提供のため、ビザ申請者リストに、制度利用希望者の情報に加え、自己申請者の情報についても、「属性」欄の「自己申請者」を選択のうえ、該当者の「氏名」「国籍」「日本への入出国日」「ビザ申請先公館所在地」「居住地」を記入してください。  
■全員ビザ申請を利用しない場合は、ビザ申請者リストの提出は不要です。

本資料は、外務省のビザ(査証)申請のホームページを参考に作成したものです。(2026年5月現在)

申請方法は招へい者の国籍、パスポートの種類、渡航目的等によって異なりますので、手続きの詳細については、外務省および申請先在外公館のホームページをご参照の上、必ず最新情報をご確認ください。

また、必要に応じて在外公館にもお問い合わせください。

本資料に掲載された情報を利用することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対してもJSTは一切責任を負いません。  
JST will not be held responsible for any trouble, loss, or damage incurred as a result of the use of this information.